

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成16年10月28日(2004.10.28)

【公表番号】特表2001-501680(P2001-501680A)

【公表日】平成13年2月6日(2001.2.6)

【出願番号】特願平9-537482

【国際特許分類第7版】

D 2 1 G 9/00

B 0 8 B 15/00

【F I】

D 2 1 G 9/00

B 0 8 B 15/00

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月20日(2003.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成15年10月20日

特許庁長官 今井 康夫 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第537482号

2. 補正をする者

住 所 フィンランド共和国 エフアイエヌ-00130
 ヘルシンキ、 フアビアニンカトゥ 9 エー
 名 称 メトソ ペーパ、 インコーポレイテッド

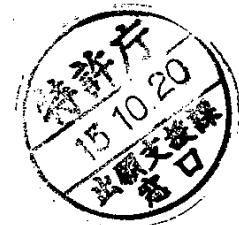
3. 代理人

住 所 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門1-15-7
 TG115ビル4階
 電話(03)3508-0955 (代表)
 氏 名 弁理士(7999) 香取 孝雄



4. 補正対象書類名

「明細書」、「請求の範囲」、「図面」



5. 補正対象項目名

「明細書」、「請求の範囲」、「図面」

方式審査

6. 補正の内容

- (1) 「特許請求の範囲」を別紙の通り訂正する。
- (2) 明細書第5頁第24行の
「P2」を
「P1」に訂正する。
- (3) 願書に添付した図面の第1図を本手続補正書に添付の差替図面と差し替える。
- (4) 願書に添付した図面の第3図を本手続補正書に添付の差替図面と差し替える。
- (5) 願書に添付した図面の第4図を本手続補正書に添付の差替図面と差し替える。
- (6) 願書に添付した図面の第5図を本手続補正書に添付の差替図面と差し替える。

7. 添付書類の目録

- | | |
|----------------|----|
| (1) 差替図面 (第1図) | 1通 |
| (2) 差替図面 (第3図) | 1通 |
| (3) 差替図面 (第4図) | 1通 |
| (4) 差替図面 (第5図) | 1通 |

請 求 の 範 囲

1. ブローイング (P) をウェブ (W) に向け、該ブローイングにより前記ウェブ (W) から塵埃を分離し、前記ウェブとの接触から分離された前記塵埃を除去するためサクション効果を前記ウェブ (W) に加える、抄紙機もしくはその等価物またはその仕上装置における除塵方法において、前記ウェブ (W) の走行方向における塵埃分離ブローイング (P) の前に、渦流 (P2) を生成して前記塵埃の環境への進出を阻止し、前記サクション効果を補償することを特徴とする抄紙機もしくはその等価物またはその仕上装置における除塵方法。
2. 請求の範囲第1項記載の方法において、前記渦流 (P2) は、前記塵埃分離ブローイング (P) と、前記ウェブ (W) に面して配置された除塵装置 (10) の面 (17) と、前記ウェブとともに移動する気流 (P1) とのジョイント効果により生成することを特徴とする除塵方法。
3. 請求の範囲第1項または第2項記載の方法において、前記渦流 (P2) は、前記塵埃分離ブローイング (P) と、前記ウェブ (W) に面して配置された除塵装置 (10) の面と、前記ウェブとともに移動する気流 (P1) と、前記除塵装置 (10) で生成される追加ブローイング (P3) とのジョイント効果により生成することを特徴とする除塵方法。
4. 請求の範囲第1項ないし第3項のいずれかに記載の方法において、前記渦流 (P2) は前記ウェブ (W) の両側で生成することを特徴とする除塵方法。
5. 請求の範囲第1項ないし第4項のいずれかに記載の方法において、前記除塵装置 (10) の前記ウェブ (W) からの距離は、距離 (E') の測定に基づいて調整することを特徴とする除塵方法。
6. 請求の範囲第1項ないし第5項のいずれかに記載の方法において、前記装置 (10) は、前記ウェブの到来する角度と運転すべき前記ウェブの等級とに従って、前記ウェブ (W) の走行方向に傾斜させることを特徴とする除塵方法。
7. ウェブ (W) から塵埃を分離するブローイング (P) を生成するブロー要素 (11、13、20) と、サクション効果を生じて前記ウェブとの接触から分離された前記塵埃を除去するサクション要素 (14、16、15) とを有する、抄紙機もしくは

その等価物またはその仕上装置における除塵装置において、該装置（10）は前記ウェブ（W）の走行方向における塵埃分離ブローイング（P）の前に、渦流（P2）を生成する装備（20、17、18）を含み、前記塵埃の環境への進出が阻止され、前記サクション効果が補償されることを特徴とする抄紙機もしくはその等価物またはその仕上装置における除塵装置。

8. 請求の範囲第7項記載の装置において、前記装置（10）内の渦流（P2）を生成する装備は、前記塵埃を分離する前記ブローイング（P）を生成するノズル開口（20）と、前記ウェブに面して配置された前記除塵装置（10）の面と、前記ウェブとともに移動する気流（P1）を方向づける案内面（18）とを含むことを特徴とする除塵装置。

9. 請求の範囲第7項または第8項記載の装置において、該装置（10）はさらに、前記ウェブ（W）の走行方向における前記塵埃分離ブローイング（P）の前記ノズル開口（20）の前に、追加ブローイング（P3）を生成するノズル開口（27）を含むことを特徴とする除塵装置。

10. 請求の範囲第7項ないし第9項のいずれかに記載の装置において、該装置（10）は2台の装置として形成され、前記ウェブ（W）の両側に配置されることを特徴とする除塵装置。

11. 請求の範囲第7項ないし第10項のいずれかに記載の装置において、該装置は、前記ウェブ（W）からの前記除塵装置（10）の距離の測定用、および該距離の測定（E'）に基づく距離の調整用の設備（E'、40'、50）を含むことを特徴とする除塵装置。

12. 請求の範囲第7項ないし第11項のいずれかに記載の装置において、該装置（10）は実質的に前記ウェブ（W）の幅全体にわたって伸びていることを特徴とする除塵装置。

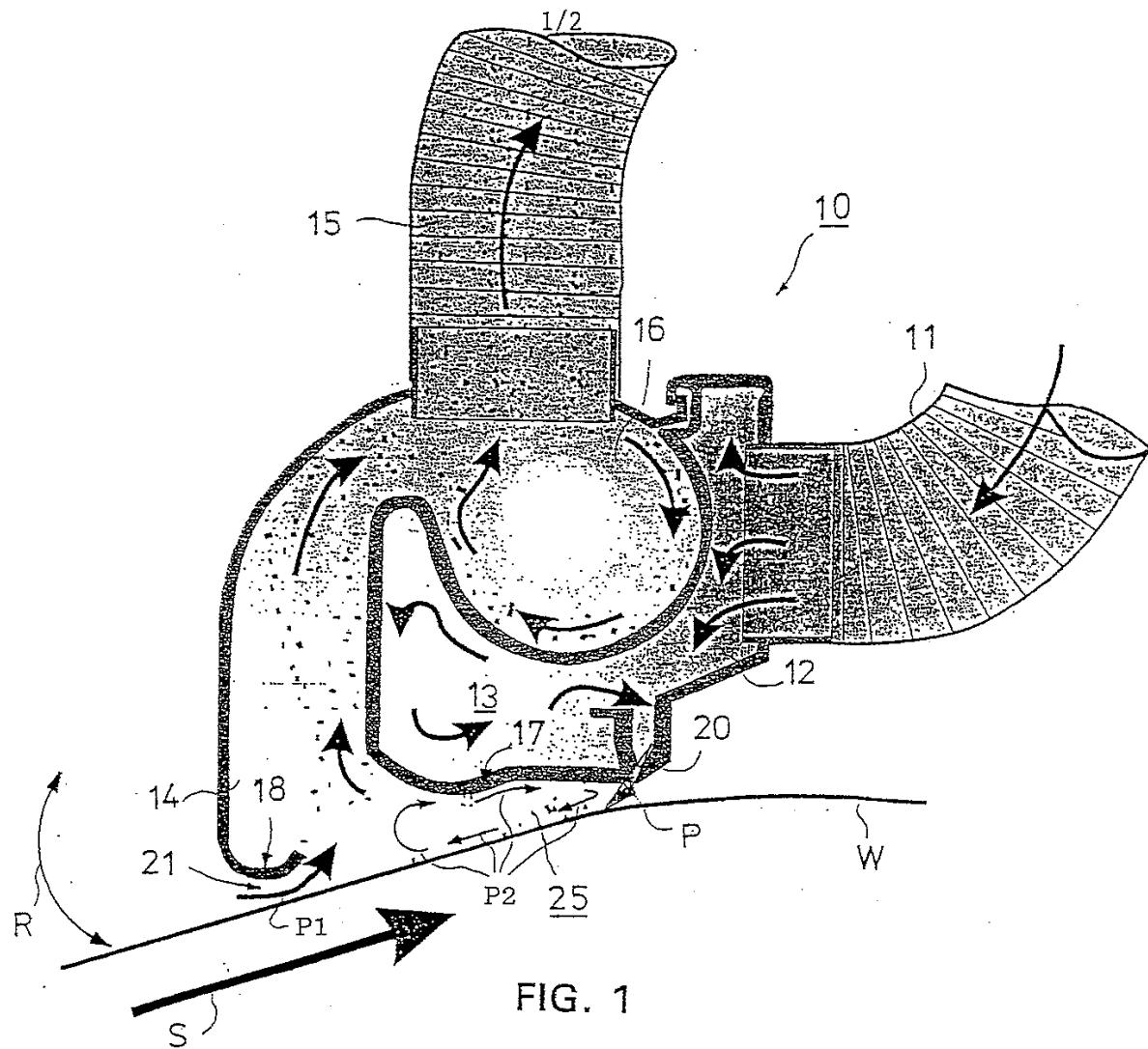


FIG. 1

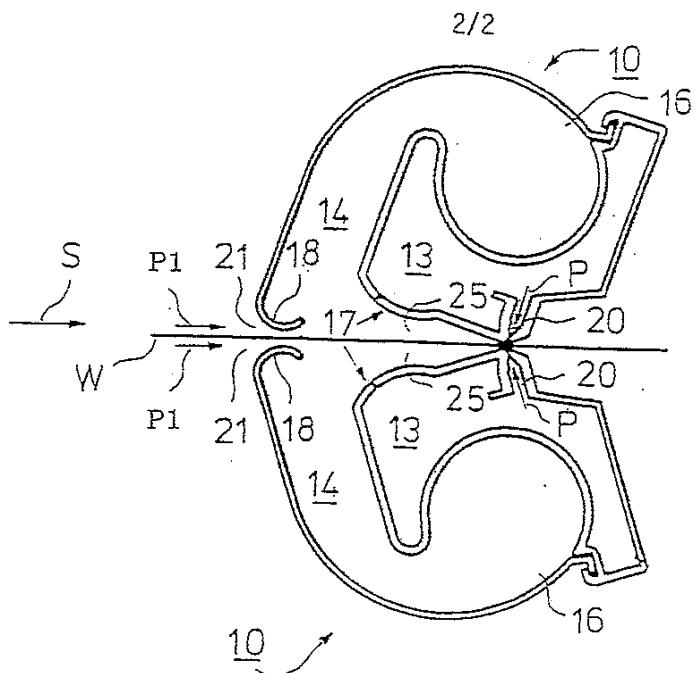


FIG. 3

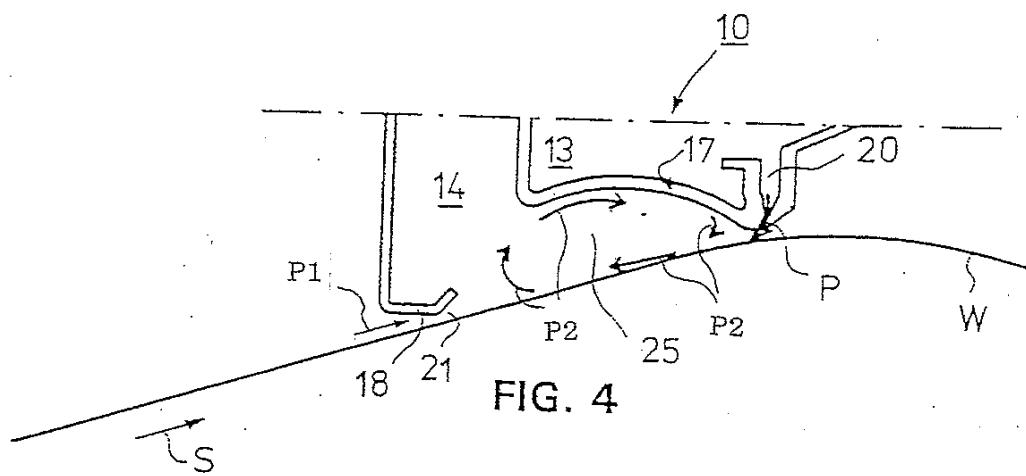


FIG. 4

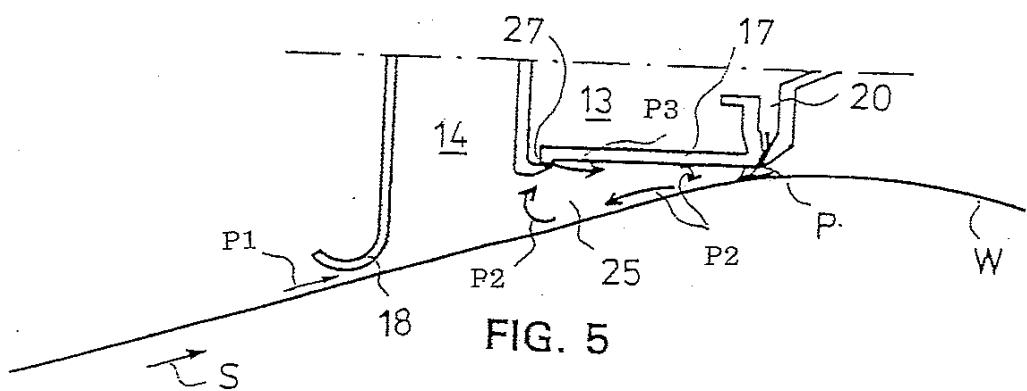


FIG. 5